

沖縄総合事務局 広報誌／第415号

むりぶし

群星

Muribushi

9月10月号²⁰²⁴

September-October

隔月発行

特集

フリー ランスの取引に関する
新しい法律ができました



- 1 特 集 フリーランスの取引に関する新しい法律ができました**
- 4 仕 事 の 窓 1 令和5年度における沖縄地区の独占禁止法等の運用状況**
- 6 仕 事 の 窓 2 泡盛の女王表敬訪問**
- 6 仕 事 の 窓 3 20歳未満の喫煙防止等の取組**
- 7 仕 事 の 窓 4 宮古島市の農家の皆様と「みどりの食料システム戦略」やこれからの農業について考えました**
- 7 仕 事 の 窓 5 第17回沖縄県マンゴーコンテストが開催されました**
- 8 仕 事 の 窓 6 農林水産省の補助金等を受給するには、環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施が必要になります！**
- 8 仕 事 の 窓 7 「6月は食育月間」食育パネル展を開催しました！**
- 9 仕 事 の 窓 8 「食料・農業・農村基本法」の四半世紀ぶりの改正を踏まえ、県内の幅広い関係者の皆様と意見交換を行いました！**
- 10 仕 事 の 窓 9 中小企業の日・中小企業魅力発信月間イベント「中小企業魅力発見フェア 2024 ~若い感性で探る中小企業の魅力と可能性~」を開催しました**
- 11 仕 事 の 窓 10 人材確保にかかる企業向けセミナーを開催しました！**
- 12 連 載 企 画 沖縄歴史の散歩道 Vol.14**
- 13 仕 事 の 窓 11 「令和5年度沖縄総合事務局開発建設部所管事業優良業者・優秀技術者表彰式」を行いました**
- 13 仕 事 の 窓 12 2024年『海の月間』について～海への理解を深めていただくための取組を行いました～**
- 14 仕 事 の 窓 13 不正改造車を作らない!!乗らない!!～10月は「不正改造車排除強化月間」～**
- 15 仕 事 の 窓 14 9月は自賠責制度広報・啓発期間です！～交通事故からあなたの未来を守る～**
- 16 仕 事 の 窓 15 安全なくるま社会実現のために～9月・10月は「自動車点検整備推進運動強化月間」～**
- 17 仕 事 の 窓 16 令和6年度陸運関係功労者陸運事務所長表彰式を行いました**
- 17 仕 事 の 窓 17 貸切バス事業者を対象とした事業者講習会を開催しました**
- 18 内 閣 府 だ よ り 沖縄豆記者団による表敬訪問**
夏休みに内閣府を見学「こども霞が関見学デー」
- 19 お 知 ら せ ① 人事異動**
- 20 お 知 ら せ ② 10月は食品ロス削減月間**
- 21 お 知 ら せ ③ 令和6年10月より、車検に「電子装置の検査」(OBD)が追加されます**

この作品は、今年の「海の月間」（7月1日～31日）行事の一環として実施された「中学生海の絵画コンクール」（主催：公益社団法人沖縄海事庁報協会、後援：沖縄総合事務局）の金賞受賞作品です。沖縄県内の中学校から応募があつた作品の中から選ばれました。

審査員から「豪華客船の描写力が非常に高く、ち密で重厚感があり、色使いも繊細でまた、波の表現や背景にも躍動感があり、他を圧倒した作品であった。」と素晴らしいと講評を受けました。



幸せ運ぶ海の宅配便
糸満市立兼城中学校2年
上原 雅さん

表紙写真

フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

2024年11月1日に施行されます

近年、働き方の多様化が進展する中、個人が、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備することが重要となってきており、フリーランスという働き方もその選択肢の一つです。「自分の仕事のスタイルで働きたい」、「働く時間や場所を自由にしたい」といった理由からフリーランスとして働くことを積極的に選択する方も多いですが、育児や介護のほか、様々な事情によりフリーランスという働き方を選択する方もいます。

こうした中、発注事業者と業務委託を受けるフリーランスの方の取引において、「一方的に発注が取り消された」、「発注事業者からの報酬が支払期日までに支払われなかった」、「発注事業者からハラスメントを受けた」などの取引上のトラブルが生じている実態があります。

この背景には、一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスと、「組織」として業務委託を行う発注事業者との間に、交渉力やその前提となる情報収集力の格差が生じやすいことがあると考えられます。

こうした状況を改善し、フリーランスの方が安定的に働くことができる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」が公布され、2024年11月1日に施行されることとなりました。

適用対象

この法律の適用対象は、発注事業者からフリーランスへの業務委託（事業者間取引）であり、業種・業界の限定はありません。

ここでいう「フリーランス」（法律上は「特定受託事業者」とされています。）は、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいいます。この中には、特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている方も含まれます。他方で、従業員を雇っている個人事業主、消費者を相手に取引をしている事業主などは、この法律の適用対象には含まれません。

また、ここでいう「発注事業者」（法律上は「特定業務委託事業者」とされています。）は、フリーランスに業務委託をする事業者であって従業員を使用するものをいいます。

例 フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



企業が宣材写真の撮影を委託
(事業者からの委託)

企業



フリーランス
従業員を使用していない

従業員を使用

この法律の対象外



消費者

消費者が家族写真の撮影を委託
(事業者ではなく消費者からの委託)



消費者・企業(不特定多数)

自作の写真集をネットで販売
(委託ではなく売買)

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、この記事では伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

取引の適正化

フリーランス法では、フリーランスの方と企業など発注事業者の間の取引の適正化を図ることを目的としています。

そして、この法律では、発注事業者が業務委託をした場合、書面又は電磁的方法（電子メール、SMS、SNSのメッセージ等）により、直ちに、取引条件を明示する「書面等による取引条件の明示義務」が定められています。取引条件を明示することは、当事者間の認識の相違を減らし、トラブルの未然防止につながります。そのため、この義務は、フリーランスに業務委託をする全ての発注事業者が対象となっており、フリーランス同士の取引でも、発注側のフリーランスは取引条件を明示する必要があります。

また、発注事業者は、発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う「報酬支払期日の設定・期日内の支払義務」が定められています。

さらに、発注事業者が、フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、「禁止行為」として、7つの行為（受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し）が定められています。具体的な内容については次のページをご覧ください。

就業環境の整備

また、フリーランス法では、フリーランスの方の就業環境の整備を図ることも目的としています。

この法律では、募集情報の的確表示義務、育児介護等と業務との両立に対する配慮義務、ハラスメント対策に係る体制整備義務、中途解除等の事前予告・理由開示義務を定めています。具体的な内容については次のページをご覧ください。

違反への対応

フリーランス法施行後、公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、発注事業者に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができます。また、命令違反、検査拒否等は、50万円以下の罰金に処されることがあります。

フリーランス法についてもっと知りたいならば

取引の適正化（次のページの義務項目①～③）については公正取引委員会・中小企業庁、就業環境の整備（義務項目④～⑦）については厚生労働省（都道府県労働局）までお問い合わせください。

また、沖縄総合事務局総務部公正取引課では、順次、事業者向けにフリーランス法の説明会を開催しています。また、団体からの説明会のご要望にも積極的に対応していますので、ご要望等あれば下記までご連絡ください。

お問合せ先

総務部公正取引課



098-866-0049

公正取引課が主催したフリーランス法説明会の様子（令和6年6月18日）



法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じて
フリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

- フリーランスに業務委託をする事業者

- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者

- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者

- 従業員を使用している

- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、①は1ヶ月、⑤⑦は6ヶ月です。

契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含みます。

1

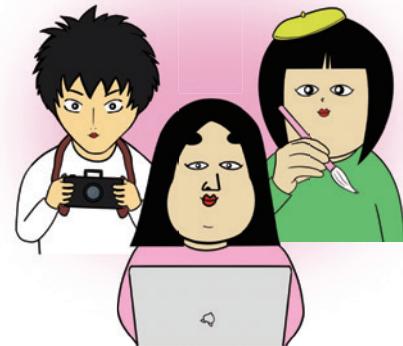
1 2 4 6

1 2 3 4
5 6 7

フリーランス

- 業務委託の相手方である事業者

- 従業員を使用していない



義務項目

具体的な内容

義務項目	具体的な内容
1 書面等による取引条件の明示	<p>業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること</p> <p>「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」</p>
2 報酬支払期日の設定・期日内の支払	<p>発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと</p>
3 禁止行為	<p>フリーランスに対し、1ヶ月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと</p> <ul style="list-style-type: none">●受領拒否●報酬の減額●返品●買いたたき●購入・利用強制●不当な経済上の利益の提供要請●不当な給付内容の変更・やり直し
4 募集情報の的確表示	<p>広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、</p> <ul style="list-style-type: none">・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと・内容を正確かつ最新のものに保たなければならぬこと
5 育児介護等と業務の両立に対する配慮	<p>6ヶ月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整することなど <p>※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。</p>
6 ハラスメント対策に係る体制整備	<p>フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること</p> <p>①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応など</p>
7 中途解除等の事前予告・理由開示	<p>6ヶ月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、</p> <ul style="list-style-type: none">・原則として30日前までに予告しなければならないこと・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

●発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。
詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

●項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局)までお問い合わせください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和5年度における沖縄地区の 独占禁止法等の運用状況

今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引課が公表した、令和5年度における沖縄地区の独占禁止法、下請法及び景品表示法の運用状況について、ご紹介します。



独占禁止法

1 内容

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うにあたって守るべき基本ルールを定め、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。

2 処理件数

8件の注意を行いました。



「どっくん」

3 事件の概要

○不当廉売

申告のあった小売業における不当廉売については迅速に処理するとの方針の下、石油製品の小売業について、不当廉売につながるおそれがあるとして6件の注意を行った。

このほか、酒類の製造業者に対して、不当廉売につながるおそれがあるとして1件の注意を行った。

○事業者団体による最低価格等の決定、価格等の交渉

飲食業者を会員とする団体Aは、料理について、

ア 会員の最低価格等を決定することを検討していた。

イ 取引先事業者に対し価格の引上げ等を求めていた。

4 広報・広聴活動

独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員から独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行ったほか、有識者との懇談会を3回、独占禁止法教室を6回、独占禁止法説明会等を10回行いました。



▲有識者との懇談会の様子



▲独占禁止法教室の様子

ご紹介した各法の詳しい運用状況については、右二次元コードからご覧いただけます。



▲独占禁止法



▲下請法



▲景品表示法

独占禁止法等に関するご相談や講師派遣のご依頼などがありましたら、お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先

総務部 公正取引課 ☎ 098-866-0049

下請法

1 内容

下請法は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を図るために、下請代金の支払い遅延、減額等の親事業者の不適な行為を禁止しています。



「オットリー長官」

2 処理件数

56 件の指導を行いました。

指導を行った親事業者 6 名から下請事業者 11 名に対して、遅延利息の支払等について総額 9 万円の原状回復が行われました。

3 事件の概要

- 設備等の修理を下請事業者に委託している B 社は、発注時に発注内容等の必要記載事項を記載すべき書面に、必要記載事項の一部を記載しない場合において、当該事項が定められない理由及び当該事項の内容を定められることとなる予定期日を記載していなかった。また、前記事項が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付していなかった。（書面の交付義務）
- 自動車の修理を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者の給付の内容等必要記載事項について記載した書類を 2 年間保存していなかった。（書類の作成・保存義務）
- 果汁飲料等の PB 商品の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の対価を決済することにより、下請事業者の利益を不正に害していた。（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
- CM 制作等を下請事業者に委託している E 社は、一部の下請事業者に対し、納品日を誤って認識していたため、下請事業者の給付を受領してから 60 日以内に下請代金を支払っていなかった。（支払代金の支払遅延の禁止）
- 自社工場内における冷凍機の修理又は食品製造機等の修理に必要な部品等の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。（下請代金の減額の禁止）
- 印刷物の印刷等を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し、下請取引に影響を及ぼすこととなる者を通じて自社のグループ会社が発行する冊子への広告の掲載を要請していました。（購入・利用強制の禁止）

4 広報・広聴活動

下請法等の普及・啓発及び効果的な運用に資するため、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行いました。

景品表示法

1 内容

景品表示法は、一般消費者の利益を保護するために、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽つて表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することなどを行っています。

2 処理件数

不当表示に関する 1 件の課徴金納付命令（2464 万円）、1 件の指導を行いました。



3 事件の概要

- 沖縄特産販売株式会社は、珪素を含む食品を販売するにあたり、あたかも、本件商品を摂取するだけで、血液サラサラ、しみ・しわ解消などの効果が得られるかのように表示していました。しかし、実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出がなく、表示どおりの効果があるとまでは認められないものでした。（優良誤認、課徴金納付命令）
- H 社は、酒類を提供するにあたり、「入店から〇〇時間は△△B E E R □□円 モチロン、何杯飲んでも一杯□□円です」等、あたかもビールを提供しているかのように示す表示をしていましたが、実際には、酒税法に規定される「ビール」に該当しない、同法に規定される「発泡酒」を提供していました。（優良誤認、指導）

4 広報・広聴活動

景品表示法の普及・啓発及び効果的な運用に資するため、景品表示法説明会等を 9 回行いました。



泡盛の女王表敬訪問

2024年度泡盛の女王の喜友名瞳美さん、仲宗根夏希さん、仲村佑奈さんの3人が、6月25日に沖縄総合事務局を表敬訪問されました。泡盛の女王は、琉球泡盛の振興を目的に、泡盛のPR活動や親善交流を担う泡盛の親善大使です。3人は、「県内外の琉球泡盛をPRするイベントや泡盛同好会などに積極的に参加し、新たな視点で新たな客層に泡盛を広め、より多くの方々に泡盛を知つていただき活動を行つていきたい。」など、今後の抱負を語りました。

三浦局長からも、「沖縄総合事務局も泡盛の海外展開の取組を支援してきた。泡盛は沖縄の貴重な地場産業として重要な役割を果たしており、今後とも皆さんと協力しながら取組を後押ししていきたい。」とのコメントがあり、歓談は終始和やかな雰囲気の中で行われました。



左から 喜友名瞳美さん、仲宗根夏希さん、三浦局長、仲村佑奈さん



20歳未満の喫煙防止等の取組

沖縄総合事務局も協力団体として参画している、沖縄県社会教育関係団体等連絡会の主催による「沖縄の青少年を健やかに育てる県民大会」青少年を健やかに育てる県民大会共同アピール2024」が、7月12日にパレットくもじ前広場で開催されました。

本活動は、青少年健全育成の一環として、児童・生徒が当事者意識をもつて「共同アピール」を県民に向け発表することにより、県民総ぐるみで「地域の子は地域で守り育てる」気運を高め、すべての子どもたちが

安全で安心に過ごせる地域社会づくりを目的としたものです。「共同アピール」として、小学生から大人まで自身で作成したポスターについて、20歳未満の飲酒・喫煙・薬物乱用防止等を訴えるなど、ポスターに込めた思いの発表がありました。

当局では、20歳未満の喫煙防止等に向け、引き続き、関係団体と連携を図つて取り組んでいきます。



▲ 小学生によるポスターの紹介



▲ 制作されたポスターの一例

お問合せ先
総務部 企画調整課
☎ 098-866-0047

お問合せ先
財務部 理財課
☎ 098-866-0092

仕事の 空心

宮古島市の農家の皆様と
「みどりの食料システム戦略」や
これから農業について
考えました

令和6年6月6日、宮古島ICT交流センターで開催された、「みどりの食料システム戦略」やこれらの宮古島の農業について考える懇談会（主催者：宮古島市の有機農業者グループ）において、沖縄総合事務局の職員が同市内の生産者の方々や自治体関係者に対して、農林水産省の施策について説明を行い、参加者全体で意見交換を行いました。

本懇談会では、まず最初に沖縄総合事務局の職員から「みどりの食料システム戦略」や、「関連予算」、「みどりの食料システム法に基づくみどり認定（※）とそのメリット」、「有機農業の推進」などについて、それぞれ説明を行いました。

その後の意見交換においては、参加者から「みどり認定（※）を受けるにはどうすればよいのか」といった質問や、「地下水への影響を防ぐため、島内産さとうきびの搾りかすなどの未利用有機資源の活用により、化学肥料の使用量を低減して、島全体で循環型農業を進めていきたいなどの意見が出ました。

また、参加者の間では、宮古島で環境に配慮した農業をどのように行

えばよいかを真剣に考える議論もあり、同地域における「みどりの食料システム戦略」の推進が期待されるところです。

※みどり認定とは、都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を認定することです。認定された計画に基づく取組は、国が税制・金融措置により支援を行うこととしております。



沖縄総合事務局担当者からの説明



参加者との意見交換の様子

仕事の 空心

第17回沖縄県
マンゴーコンテストが
開催されました

沖縄県のマンゴーは生産量・出荷額ともに全国1位で、我が県を代表する果物の1つです。

県産マンゴーの収穫最盛期を迎える「マンゴーの日（7／15）」を前に、生産者の技術や品質の向上、生産意欲の高揚を図るとともに、消費拡大

を目的として「第17回沖縄県マンゴーコンテスト」（主催：沖縄県果樹フェスティバル実行委員会）が7月11日に開催され、翌日、受賞者への表彰式が行われました。

今作は開花期の天候不良や梅雨期の大雨などの影響により、栽培条件の厳しい年でしたが、コンテストには、外観が美しく、平均糖度が15.7度と品質にも優れた44点のマンゴーが出品され、その中でも特に高い評価を受けたマンゴーに最優秀賞

として沖縄県知事賞、優秀賞として内閣府沖縄総合事務局農林水産部長賞などが授与されました。

最優秀賞及び優秀賞の受賞者は一覧のとおりです。受賞された皆様、おめでとうございます。

お問い合わせ先

農林水産部 生産振興課
☎ 098-866-1653



農林水産部長賞を受賞したマンゴー



受賞者、来賓及び主催者

【最優秀賞・優秀賞 受賞者一覧】

賞名	特別賞	受賞者名（法人・農園名） 敬称略
最優秀賞	沖縄県知事賞	大城 大輔 (農業生産法人 有限会社サンライズファーム)
優秀賞	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部長賞	山城 裕樹・真吾 (縁's Farm)
	沖縄県農林水産部長賞	杉本 翔哉 (農業生産法人 (有)コープラルファーム)
	沖縄県農業協同組合 代表理事理事長賞	外間 順子 (外間マンゴー)
	沖縄協同青果株式会社 代表取締役社長賞	新垣 智也
	沖縄県農業共済組合 組合長理事賞	仲村 盛宏・政将

No.6

農林水産部

仕事の 空心

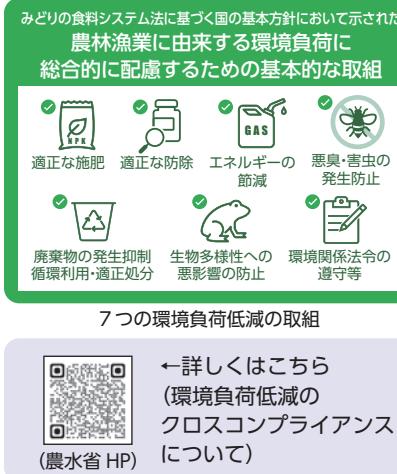
農林水産省の補助金等を受給するには、環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施が必要になります！

沖縄総合事務局では、令和6年7月3日に「環境負荷低減のクロスコンプライアンス等に係る説明会」を開催しました。当日は、県の各関係課職員を始め、県内の25市町村やJJAの担当職員等、141名が参加しました。

冒頭、農林水産省大臣官房の担当者から「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」は、新たな食料・農業・農村基本法で定められた、環境と調和のとれた食料システムの確立のために、農林水産省のすべての補助事業等において、最低限行うべき7つの環境負荷低減の取組の実践を要件化するものであることや、取組自体は、農林漁業者などが普段から意識すれば誰でも取り組めるものであること、取組を実施することで、自らの生産活動等において新たな環境負荷が生じないよう、環境にやさしく、生産性も高い農林漁業の確立につながることなど、取組の目的や意義について丁寧に説明を行いました。

説明に対する質疑や会場でのアンケートでは、「さとうきび事業に関しては、受益農家数が多いので、報告しては、受益農家数が多いので、報告しては、確認の事務負担を減らして欲しい」、

「7つの基本的な取組に関して、記録・保存の管理がしやすいように、専用アプリのようなものがあると良いのではないか」など、本取組に関心を寄せる多くの意見や質問がありました。



農林水産部

No.7

仕事の 空心

「6月は食育月間」食育パネル展を開催しました！

令和6年6月3日から7日までの5日間、沖縄総合事務局1階の行政情報プラザにおいて、食に関する关心や理解を深めてもらうきっかけになるよう、食育パネル展を開催しました。

今回のパネル展では「バランスよく食べよう！」をテーマに、「バランスの良い食事をとるメリット」や「バランスの良いメニュー」などを紹介し、レシピの配布を行いました。第4次食育推進基本計画では、国民健康づくり運動である「健康日本21」の趣旨を踏まえ、1日当たりの野菜摂取量の平均値を350グラム以上にすることを目標として設定しました。「令和元年国民健康・栄養調査」によると、1人1日当たりの野菜類摂取量の平均値は280.5グラムとなっています。日頃の食生活

において、自分自身が摂取している野菜の量や不足している野菜の量を正しく把握できていないことが理由の一つと考えられます。

また、4日には、明治安田生命保険（相）様にご協力いただき、日頃の野菜摂取状況が把握できる測定機器（ベジチェック）を設置しました。100名以上の来場者の方が測定に参加し、自身の推定野菜摂取量の見える化を体験しました（来場者の方の推定野菜摂取量の平均は、290グラムでした）。

お問い合わせ先
農林水産部 食料産業課
☎ 098-866-1673



食育ピクトグラム
(食育に関する取組を分かりやすく抽象化したもの)



ベジチェック測定中!!



多くの方に、パネル展を見ていただきました！

お問い合わせ先
農林水産部 生産振興課
☎ 098-866-1653

「食料・農業・農村基本法」の四半世紀ぶりの改正を踏まえ、県内の幅広い関係者の皆様と意見交換を行いました！

我が国の農業政策の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法は、平成11年に制定され、約20年が経過しました。その間、国内市場の縮小や生産者の減少・高齢化など、農業構造が大きく変化し、さらには昨今では、ウクライナ情勢や輸入食料・資材の価格高騰など、食料安全保障上のリスクも高まっていきます。このような状況を踏まえ、農林水産省では、令和4年9月以降、現行基本法の検証・見直しに向けた検討に着手し、第213回通常国会において食料・農業・農村基本法改正法及び関連3法（食料供給困難事態対策法・農振法等改正法・スマート農業技術活用促進法）が成立しました。改正基本法では、生産・加工・流通、小売、消費の各段階の関係者が連携する食料システムという概念を新たに規定し、合理的な価格の形成や環境負荷低減など、持続可能性を高める取組を進めるため、関係者が一体



地方説明会の会場の様子



質疑応答の様子

【参加者の方々からのご意見】
・環境負荷低減の取組の「見える化」について、ゴーヤやマンゴーなどの沖縄特有の農産物も対象品目に含めて欲しい。

本地方説明会では、農林水産省からの各法律の説明を受けて、参加者の皆様から離島ならではの事情を踏まえた今後の農業の在り方など、現場の貴重な声を伺いました。

となつて取り組んでいくことを強く打ち出したところです。これらについて、生産・加工・流通・販売に関する皆様や消費者の皆様など幅広い関係者の皆様にご理解いただくとともに、今般成立した各法律等に基づく今後の具体的な施策を検討するにあたり、7月～8月に全国11か所で地方説明会を開催し、沖縄ブロックでは8月8日に那覇市において、対面及びオンラインのハイブリッドで開催いたしました。

・沖縄県内におけるスマート農業の導入拡大に向けて、沖縄総合事務局や県には協力をお願いしたい。
・農産物・食品の合理的な価格の形成に向けて、沖縄県は離島であるためモノを売るにも不利になりやすいことから一定の配慮をいただきたい。など



農林水産省担当者からの各法律の説明

今後は、沖縄ブロックを含めた全国の地方説明会で出た意見等を踏まえ、令和6年度中に改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画を策定し、施策の具体化を着実に進め、食料安全保障の強化等に向けて農業の構造転換を図るための施策を集中的に実施していく予定です。

お問合せ先

農林水産部 農政課
☎ 098-866-11627

中小企業の日・中小企業魅力発信月間イベント

「中小企業魅力発見フェア 2024 ～若い感性で探る中小企業の魅力と可能性～ を開催しました



沖縄県中小企業家同友会
専務理事による開会挨拶

アイム・ユニバースでだこホール「小ホール」にて、沖縄県中小企業家同友会、沖縄県、独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所と共に「中小企業魅力発見フェア2024～若い感性で探る中小企業の魅力と可能性～」を開催しました。

本イベントでは、「好奇心に導かれた愛される企業による地域から始まる穏やかな革命の実践」をテーマとしたfascinate株式会社の但馬武様による基調講演及び県内大学生による中小企業の魅力発見プレゼンテーションを行いました。併せて、同会

新技术・新製品の開発やサービスの提供等、地域の発展を担う中小企業・小規模事業者の重要性はますます高まっています。こうした中小企業の魅力を発信し、地域経済の成長につながるよう、今後も関係機関と連携し、中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでまいります。

沖縄総合事務局では、7月18日にアイム・ユニバースでだこホール「小ホール」にて、沖縄県中小企業家同友会、沖縄県、独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所と共に「中小企業魅力発見フェア2024～若い感性で探る中小企業の魅力と可能性～」を開催しました。

7月は「中小企業魅力発信月間」です。日本の全企業数の約99%、沖縄では99・9%が中小企業・小規模事業者です。中小企業庁では、中小企業の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成するため、7月の1ヶ月間を「中小企業魅力発信月間」、中小企業基本法の公布・施行日である7月20日を「中小企業の日」と定め、各地域において官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関するイベント等を開催しています。

沖縄総合事務局では、7月18日にアイム・ユニバースでだこホール「小ホール」にて、沖縄県中小企業家同友会、沖縄県、独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所と共に「中小企業魅力発見フェア2024～若い感性で探る中小企業の魅力と可能性～」を開催しました。

今回参加いただいた沖縄大学、沖縄国際大学、名桜大学、琉球大学、尚学院公務員法律大学校は、グループごとに対象の中小企業への訪問やヒアリングを通じて、企業研究に取り組みました。当日のプレゼンテーションでは、社員インタビューやSWOT分析、訪問企業のサービスを実際に体験する等、様々な切り口から企業の強みや課題、改善策等を提案し、学生ならではの視点で発見した中小企業の魅力を発表しました。学生にとっては中小企業に対する認識が新たになり、企業にとっても気付いていなかつた魅力を再認識する良い機会となりました。



発表した学生と企業研究にご協力いただいた皆様



おきなわ中小企業
ミライ絵日記アワード 2024 の
展示も行いました！



学生による中小企業の魅力発見
プレゼンテーションの様子



No.9

仕事の
心

人材確保にかかる 企業向けセミナーを 開催しました！



沖縄総合事務局では、「沖縄総合事務局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」を行っています。中小企業が経営改善や事業拡大等を図つたためには、人材の確保・定着・育成に取り組むことが必要であり、経営戦略と人材戦略を一体的に検討していくことが必要となっています。

そこで、中小企業等が抱える経営課題の解決に向け、「人事の力を養い実践する3つの支援」として①セミナー、②専門家による個別支援、③マッチングイベント等を開催しています。

全3回のセミナーを開催！

詳細はこちら
(沖縄総合事務局HP)



ワークショップの様子



トークセッションの様子

人事の力を養うプログラムとして全3回（6月19日、7月3日、17日）のセミナーを開催しました。

第1回目のセミナーでは、「人材戦略のつくり方・活かし方」を専門家の竹内章祝氏及びノイズ・バリュー専務取締役の青木元氏にご講演いただきました。人材の確保・定着・育成等を行うためにも「自社のなりたい姿」を考えるパーソンズ経営の重要さについてワークショップを通して学びました。また、人材戦略を策定するにあたり活用できるマニュアルとして「人材活用ガイドライン」（※）も共有し、戦略策定に向けた3ステッ

最終回となる第3回目セミナーでは、「プロ人材活用のメリット」について株式会社みらいワークスの辻岡正典氏及び沖縄県産業振興公社プロフェッショナル人材戦略拠点の當山司氏にご説明いただきました。プロ人材（兼業・副業人材）の活用のメリットと留意点や、県内企業の取組事例を紹介しながら、自社にてどのようにプロ人材を活用することができるのかをワークショップを通して検討しました。

※「人材活用ガイドライン」とは「人材活用ガイドライン」は、中小企業庁にて作成している人材活用に関する課題を解消するためのガイドラインです。

日々の経営課題の背景に、中核人材の採用、中核人材の育成、業務人材の採用・育成の3つの人材課題（3つの窓）が潜んでいないか確認してもらい、それに対する具体的な対応策や支援策を紹介しています。人材の確保をしたいがどのような人材が欲しいのか明確化できていない方、人材戦略を策定したいがどこから初めるべきなのかお困りの方は、是非人材戦略の策定に向けてご活用ください。

▽ 中小企業庁HP



お問い合わせ先
経済産業部 地域経済課
☎ 098-866-1730

プロを紹介しました。
第2回目のセミナーでは、「人事に関する成功・失敗事例」として、社会保険労務士の古波蔵精氏のファシリテーションのもと、タピック沖縄株式会社サポーター人財開発課次長の高橋俊博氏、株式会社YUKANE代表取締役社長の谷正風氏、ACREATE沖縄株式会社の大城愛莉氏にご講演いただきました。トークセッション形式で成長企業の体験談として人材確保から定着までの事例をお話しいただきました。



セミナーの様子

沖縄歴史の 散歩道 vol.14

散歩道

◆近代遺産を巡る⑤

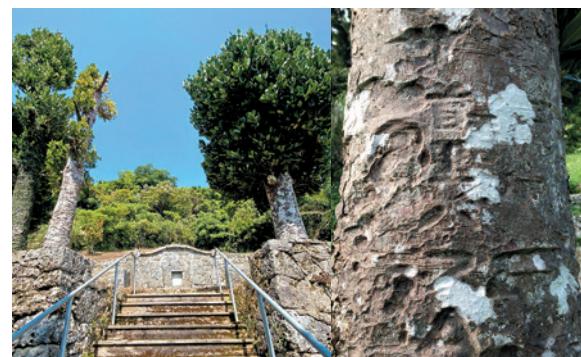
琉球史研究家の上里隆史氏が沖縄の歴史文化の魅力を本誌上で連載しています。



大北墓（うーにしばか）の落書き
「昭和十六年」、「二高女」の文字（今帰仁村）

沖縄でも実はこうした落書きが史跡に残されています。大北墓（今帰仁村）は16～17世紀に今帰仁グスクに常駐した北山監守一族の墓で、運天港の丘陵の崖を利用した墓ですが、漆喰で塗られた墓の壁面にはおびただしい数の落書きが確認できます。

それらは大正時代から昭和にかけての書き込みが大半です。たとえば「大正9年（1920年）」の日付で



護佐丸の墓前のフクギに刻まれた
「首里バス」の文字（中城村）

3人の男性の書き込みがあり、その1人は戦前の著名な教育家と同姓同名です。また「昭和16年（1941年）」の「三高女」との落書きもあり、戦前の県立第二高等女学校の生徒とみられます。現代のマナーでは許されませんが、大北墓を観光の際、人々が記念に自分の名前を書くことが當時の慣習となっていたようです。

歴史上の人物・護佐丸の墓に落書きをしたという大正時代の新聞投書もあります。1915年（大正4年）2月、那霸の青年たちが中城城跡を見学し、護佐丸の墓も訪れて墓域のフクギの幹に文字を刻んだといいま

す（「琉球新報」1915年2月16日）。

その落書きを確かめるべく実際に護佐丸の墓を訪れてみると、確かに墓の前はフクギ並木になっていて、幹には何ヵ所も文字を刻んだような痕跡が見つかりました。青年たちの落書きは確認できませんでしたが、その中の一つには「首里バス」と刻まれているものがありました。首里バスとは1935年（昭和10年）から1974年（昭和49年）まで運行されていたバスです。ここでも観光客の来訪記念として文字を刻むことが行われていたようです。

今となつてはこうした落書きは貴重な歴史資料です。まったく注目されず資料としての関心も持たれていませんが、消える前に記録・保存が求められています。



上里 隆史
(うえざと・たかし)

琉球史研究家。内閣府地域活性化伝道師。法政大学沖縄文化研究所研究員。早稲田大学大学院修士課程修了。著書に『琉球という国があった』（福音館書店、2020年）、『海の王国・琉球』（ボーダーインク、2018年）、『マンガ沖縄・琉球の歴史』（河出書房新社、2016年）、『尚氏と首里城』（吉川弘文館、2015年）など。NHKドラマ「テンペスト」時代考証や、NHK「プラタモリ」案内人などメディアでも活躍。

空心

仕事の

「令和5年度沖縄総合事務局開発建設部所管事業優良業者・優秀技術者表彰式」を行いました



式辞（三浦局長）



講評（山田次長）



表彰された皆様（局長表彰）

令和6年7月17日に、「令和5年度沖縄総合事務局開発建設部所管事業優良業者・優秀技術者表彰式」を行いました。

これは開発建設部所管事業の円滑かつ適正な実施の確保と技術の向上等に資するため、他の業者の模範として推奨に値する者を表彰するものです。

令和5年度に完了した工事129件及び業務199件の中から、以下の各部門で特に優秀な成績を収められた、優良業者12社及び優秀技術者12名に対し、局長表彰を行いました。

お問い合わせ先

開発建設部 管理課

☎ 098-866-1901

・ 優良施工工事部門	3社
・ 安全施工工事部門	4社
・ 優良業務部門	5名
・ 優秀工事技術者部門	4名
・ 優秀業務技術者部門	5名
・ 若手優秀技術者（工事部門）	1名
・ 若手優秀技術者（業務部門）	2名

7月26日に那覇市内のホテルにて「令和6年「海の日」海事関係功労者表彰式典」を開催しました。個人2名、団体1者に対し沖縄総合事務局長表彰の授与を行いました。また、「令和6年度 第61回 中学生海の絵画コンクール」受賞者への表彰も行い、沖縄総合事務局長賞（金賞）受賞の糸満市立兼城中学校2年上原雲さんをはじめ、10名の中学生を表彰しました。

海事関係功労者表彰式典

沖縄総合事務局においても「海事関係功労者表彰式典」及び「中学生海の絵画コンクール受賞作品の展示」を行いました。

四面を海に囲まれている我が国は、輸出入貨物の大部分を海上輸送に頼るなど様々な形で海と深く関わって発展してきました。「海の日」は、このような海の恩恵に感謝し、海を大切にする心を育むことを目的に平成8年に制定されました。この「海の日」の意義を広く理解していただきため、7月を「海の月間」とし、全国各地において多彩な行事が展開されました。

中学生海の絵画コンクール受賞作品の展示

7月29日から8月2日にかけて、当局1階行政情報プラザにおいて、「中学生海の絵画コンクール」受賞作品（10作品）の展示を行いました。



海の絵画コンクール受賞作品

お問い合わせ先
運輸部 総務運航課
☎ 098-866-1836

空心

仕事の

2024年『海の月間』について ～海への理解を深めていただくための取組を行いました～



令和6年「海の日」海事関係功労者表彰式典
主催：沖縄総合事務局 基干・普及課
公益社団法人 沖縄海事振興協会
C to Sea プロジェクト
ご当地アンバサダーの皆さん

9月は自賠責制度 広報・啓発期間です!

～交通事故からあなたの未来を守る～

電動キックボード



モペット



Q.自賠責が必須なのはどれ？

バイク



クルマ



A.全て。モペットも自賠責保険・共済の加入が必須です。
未加入・未更新で乗ると、懲役または罰金の対象になります。

●フル電動自転車・電動バイク・ペダル付を原動機付自転車とも呼ばれる「モペット」は、原付やバイクに該当します。
●自動車やバイク・原付はもちろん、モペットや電動キックボードにも自賠責の加入義務があります。自賠責ステッカーでの有効期限の確認を。

自賠責への加入方法など、詳しくはこちら！ [\[Q\] | 自賠責保険・共済ポータル](#)



お問い合わせ先
運輸部
陸上交通課
098-1866-1836

○「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。

「自賠責」加入は強制です。でも、簡単に加入できます。

250CC以下のバイクは、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入ができます。

もし、「自賠責」に加入せずに運行した場合には…

1年以下の懲役または50万円以下の罰金、および違反点数6点となり、免許停止の処分の対象となります。

運輸部

No.14

空心

仕事の



国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、令和6年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責※制度の重要性や役割、無保険・無共済車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責への加入促進を図っています。

また、年間を通して監視活動を行い、警察と連携した街頭取締り活動も行っています。

小さくて小回りの利くバイクは手軽な移動手段としてよく利用され、軽二輪（排気量126～250cc以下のバイク）・原動機付自転車が人気です。しかし、軽二輪・原動機付自転車等

は車検制度がないことから、自賠責の有効期限切れに気づかず使用されることが見受けられます。

令和5年度は、沖縄県内で42,311台中、1,799台に自賠責の有効期限切れの疑いがあるとして、「通知書」を交付しました。

自賠責制度について、従前より広報・啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車による事故が後を絶たないことから、より積極的に広報することとしております。

※自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済

詳しくは…
<https://www.jibai.jp>

[自賠責ポータルサイト](#)



無保険(共済)車・無車検車を見かけたら…

[無保険車通報窓口](#)

http://www.mlit.go.jp/jidousha/jidousha_tk5_000012.html



安全なくなるま社会実現のために

～9月・10月は「自動車点検整備推進運動強化月間」～



The poster features a yellow background with a large, stylized orange car in the center. The car has a smiling face with eyes and a mouth. Above the car, there is Japanese text: "忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検" (Don't forget, check your car like usual). Below the car, there is more text: "点検整備 やらないと" (If you don't do maintenance). To the right of the car, a cartoon mechanic wearing a cap and a yellow jacket is pointing upwards with his right hand. He is holding a clipboard in his left hand. In the bottom left corner, there is a drawing of a family: a woman, a man, and two children (a boy and a girl). At the very bottom of the poster, there is a horizontal line of text: "安全と環境保全には、点検・整備が必要です" (Maintenance and repair are necessary for safety and environmental protection).

(定員10人以下の乗用車)の定期点検は、1年ごとに行うこととしており、フロントガラスの上部左側に貼つてある丸いステッカー(点検整備済ステッカー)が定期点検の期限となりますので、再度、ご使用されている自動車のご確認をお願いします。※フロントガラスの上部右側にある四角いステッカー(検査標章)は車検の期限となります。

自動車ユーモアには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備（日常点検・定期点検等）の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあります。沖縄総合事務局運輸部では、自動車ユーモアの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう、自動車点検整備推進運動に取り組んでいます。

主な実施事項

- ①ポスター掲示、ホームページ掲載
及びチラシ配布等による周知活動
②整備管理者研修、自動車検査員研
修、整備主任者研修等の機会を活
用して、受講者に対し、本運動の
趣旨を周知するとともに、点検・

沖縄総合事務局運輸部では、点検・整備の必要性、大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法、エコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう。）を積極的に啓発するため、9月・10月を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、関係機関及び関係団体の協力を得ながら本運動を展開し、自動車エーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうよう努めていきます。

③整備の必要性や重要性を啓発
街頭検査等の機会を活用して、自動車ユーザー等に対しても点検・整備の必要性を強く訴え、確実に実施するよう呼びかける

自動車点検整備
推進協議会

ANSWER

<https://www.tenken-seibi.com/m/>



受賞者（バス事業関係者）との記念撮影

6月14日、「令和6年度陸運関係功労者表彰式」を沖縄総合事務局陸運事務所において行いました。

本表彰は、自動車関係事業（バス・タクシー・トラックなどの自動車運送事業や自動車の整備・販売・貸渡事業など）に従事する役職員で永年にわたり当該業務に精励するなど顕著な功績があつた方やトラック事業における優れた安全性の確保の継続により荷主や社会へ貢献をした事業所に対し、毎年行うものです。

今回の表彰は、事業役員5名、従業員8名、自動車運転者6名、自動



受賞者（自動車販売事業関係者）との記念撮影

車整備士3名、運行管理者3名の計25名とトラック事業の安全性優良事業所（Gマーク）※2事業所が表彰されました。

※安全性優良事業所（Gマーク）とは
公益社団法人全日本トラック協会が実施する安全性評価事業において、交通安全対策などへの事業所単位での取り組みが評価され、一定の基準をクリアしたものとして認定されたトラック運送事業者の事業所

お問合せ先
陸運事務所

098-877-5140

令和6年6月25日、沖縄総合事務局において、貸切バス事業者に対し、新制度内容を再確認するなどして輸送の安全の再徹底を図つてもらう目的で、運行管理者等を対象とした事業者講習会を沖縄総合事務局、沖縄労働局、沖縄県バス協会で開催しました。

インバウンド需要が本格的に回復したことに伴い、貸切バスの需要が高まっている中、これから、貸切バスの繁忙期を迎えることとなります。が、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、さらなる安全性向上に向け、貸切バス事業に対する新制度が、本年4月からスタートしました。これにより、貸切バス事業者は、新制度に対応できるよう対策を講じる必要があります。

最近の監査及び行政処分などの説明を行い、沖縄労働局からは、バス運転者の時間外労働の新ルールや労働時間等の改善基準のポイントについて解説を行いました。



講習会の様子

お問い合わせ先
運輸部 監査指導課
☎ 098-866-1837

令和6年度陸運関係功労者
陸運事務所長表彰式を行いました



貸切バス事業者を対象とした
事業者講習会を開催しました

沖縄豆記者団による表敬訪問



豆記者代表挨拶の様子



「かぎやで風」の披露

令和6年7月30日、沖縄県の小中学生から選ばれた「豆記者」30人が総理公邸を訪れ、岸田総理と自見沖縄担当大臣を表敬しました。沖縄唱歌「ていんさぐぬ花」の合唱や琉球舞踊「かぎやで風」も披露され、公邸大ホールは沖縄一色に染まりました。

夏休みに内閣府を見学 「こども霞が関見学デー」



星砂の
ビン詰め
体験



VRでの
星空体験

サメの世界へ
ようこそ!



令和6年8月7日～8日にかけて、「こども霞が関見学デー」が開催されました。

内閣府沖縄担当部局では、VRゴーグルで沖縄本島の最北端にある国頭村の星空を楽しむコーナーや星砂のビン詰め体験、OIST(オイスト:沖縄科学技術大学院大学)の科学者、ファビエン博士によるサメについてのキッズレクチャーなどを行い、こどもたちも笑顔で体験していました。

人事異動



原 宏彰



齊藤 馨



中嶋 護



難波 康修



山田 哲也



渡邊 泰輔

内閣府審議官

出身地 大阪府
 略歴 昭和62年 総務庁入庁
 内閣府大臣官房長を経て現職
 趣味 読書、ゴルフ
 抱負 2年ぶりに沖縄振興を担当することになりました。
 少しでも政策を前に進められるよう努めてまいります。

沖縄振興局長

出身地 神奈川県
 略歴 平成4年 総理府入府
 沖縄振興開発金融公庫理事(現役出向)、内閣府大臣官房審議官(沖縄政策及び沖縄科学技術大学院大学担当)を経て現職
 趣味 ヨット(外洋航海)
 抱負 沖縄政策を担当するようになって四度目の夏を迎えました。
 引き続き沖縄振興局長という立場から沖縄振興に邁進してまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

官房審議官

出身地 長野県
 略歴 平成7年 総理府入府
 内閣府大臣官房総務課長を経て現職
 趣味 読書
 抱負 沖縄の担当は4年ぶりとなります。時代の変化を踏まえながら、より良い沖縄のために微力を尽くしたいと思います。

次長(総務等担当)

出身地 千葉県
 略歴 平成11年 総務庁入庁
 内閣官房内閣参事官(内閣広報室)を経て現職
 趣味 ウォーキング、サウナ
 抱負 公務員として働き始めてから25年がたちましたが、初めて沖縄に関する事務に携わることができ、うれしく思っています。
 これまでの業務の経験もいかしながら、微力ながら、強い沖縄経済の実現に向け、沖縄の振興や様々な課題の解決のために尽力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

次長(開発建設担当)

出身地 大阪府
 略歴 平成3年 建設省入省
 阪神高速道路株式会社取締役を経て現職
 趣味 野球観戦(阪神タイガースの熱烈ファンです)
 抱負 初めての沖縄勤務となります。これまで沖縄に関わった経験はありませんが、沖縄には色々なプロジェクトがあり、熱い地域であると感じています。今後皆さんとともに、社会基盤の整備・管理を中心に沖縄の振興・発展に力を尽くしていきたいと思います。

農林水産部長

出身地 埼玉県
 略歴 平成11年 農林水産省入省
 林野庁林政部経営課長を経て現職
 趣味 街歩き、ドライブ
 抱負 初めての沖縄勤務で見ること聞くこと初めてだらけです。各地を回って現場の皆さんと交流して沖縄の風土・文化を自分なりに掴んで、沖縄の農林水産業振興に役立てていきたいと思います。

10月は食品ロス削減月間

10月30日は食品ロス削減の日

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

日本国内での「食品ロス」は令和4年度では約472万トン発生しており、そのうち事業系、家庭系がともに約236万トンと推計されています。

沖縄総合事務局では、10月の食品ロス削減月間に向けて、消費者や食品関連事業者等に対して食品ロス削減に関する取組について働きかけるため、令和6年9月30日から10月4日までの間、当局1階の行政情報プラザにおいて、「食品ロス削減」に関するパネル展を開催します。多くの来場をお待ちしています。



NO-FOODLOSS PROJECT

事業者と家庭からの「もったいない」食品ロスを減らすため、始作例が実施する活動

「NO-FOODLOSS PROJECT」を実施しており、この運動のロゴマーク「うずのん」です。

うずのんは、食品ロス削減を積極的に取り組む意念表現として使うことができます。

MAFF
農林水産省

環境省
Ministry of the Environment

私たちが持続可能な開発目標(SDGs)を実現しています。

出典:消費者庁

食べものに、もったいないを、もういちど

食品ロス 減らして 増やそう ゆいまーる



NO-FOODLOSS PROJECT



NO-FOODLOSS PROJECT

「うずのん」農林水産省食品ロス削減国民運動ロゴマーク



「のこSUN」
沖縄県食品ロス削減県民運動ロゴマーク

沖縄総合事務局
農林水産部食料産業課 電話: 098-866-1673(直通)

新しいクルマに、新しい車検がはじまります

クルマの電子装置の故障をみつけます

OBD 検査
ポータルサイト



令和6年10月より、車検に「電子装置の検査」(OBD 検査)が追加されます

OBD 検査は、法令により義務付けられています

OBD 検査や故障が見つかった場合の修理には費用がかかります

OBD 検査・OBD 確認は検査場または国の指定・認証を受けた整備工場で



◀ OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD 検査対象」と記載があります

※OBD 検査の対象となる車：令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のフルモデルチェンジ車



フリーランス・事業者間取引適正化等法 (特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、
フリーランスと発注事業者との「取引の適正化」とフリーランスの「就業環境の整備」の2つの観点から、
発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。



公正取引委員会 フリーランス法

検索